

「埼玉県文化財保存活用大綱（案）」に対する
県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県教育委員会では、文化財保護法の一部改正に伴い、本県における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方向性を示した「埼玉県文化財保存活用大綱（案）」をまとめました。

策定にあたり、多くの県民の皆さんの御意見を反映するため、「埼玉県県民コメント制度」により、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1 募集期間

令和元年11月1日（金）～令和元年11月30日（土）（必着）

2 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2216/index.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県教育局市町村支援部文化資源課（職員会館5階）
（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
（平日 午前9時から午後5時まで）
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所
（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

3 意見の提出方法

（1）記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所（県外在住の場合は通勤、通学する市町村も併せて記載）、氏名、連絡先電話番号、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、連絡先電話番号、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

（2）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課 指定文化財担当あて

イ ファクシミリの場合

F A X 番号 0 4 8 - 8 3 0 - 4 9 6 5

ウ 電子メールの場合

E-mail a6910-04@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県文化財保存活用大綱（案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見については、資料（意見募集案内）に添付された別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

4 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた御意見をふまえ、「埼玉県文化財保存活用大綱」を策定します。
- (2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課 指定文化財担当

T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 6 9 8 1（直通）

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 9 6 5

E-mail a6910-04@pref.saitama.lg.jp